

# 務ろず 実よろ相談室

企業の  
経理・税務・  
人事・労務  
担当者が  
職場で直面する  
さまざまな  
疑問・悩みについて  
実務家・専門家が  
答えます。

## 給与と外注費の違いと、業務委託の要件とは？

自社の広報業務をアウトソーシングすることになったのですが、その委託費が、なかには税務調査で給与と認定される場合もあると耳にします。雇用契約ではないため外注費に該当すると考えますが、注意点について教えてください。

回答者  
税理士  
田中 慎

### 形式と実質を 整える

厚労省によると、業務委託契約を結んでいるものの、実態は雇用関係にあると認められる「偽装フリーランス」は、2023年度は153人に上りました。

雇用契約ではないというだけで安易に報酬を外注費として処理していた場合、給与の源泉所得税の徴収漏れと仕入税額控除の否認により、多額の追徴課税が発生する恐れがあります。

国税庁は、消費税法基本通達1

1-1-1に給与と外注費の判断基準を記載しています。

- ① その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか
- ② 役務の提供にあたり事業者の指揮監督を受けるかどうか
- ③ まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利としてすでに提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか
- ④ 役務の提供に係る材料または用具等を供与されているかどうか

か

ただし、契約上は業務委託の要件を満たしていても、現場の認識が甘い事例が多く見られます。

会社側は報酬を支払っている認識でも、外注先側では給与をもらっていること認識して確定申告をしている事例もありました。

- ・ 外注先に作業の場所や時間、工程を細かく指示管理しない
- ・ 契約書を交わして内容を説明し、請求書を発行してもらう

## 従業員の健康診断費用を どこまで負担するべきか？

現在、従業員の定期健康診断の費用は会社が負担していますが、再検査となった場合の精密検査費用も、会社負担とするべきなのでしょうか。また、当社で利用している検診機関にはさまざまなオプションがあるので、どこまで費用をもつべきでしょうか。

回答者

社会保険労務士  
多田 正裕

健康診断でなにかの異常が見つかったり再検査や精密検査の対象になったとき、厚生労働省の「健康

診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」では、労働者に対して二次検査の受診を勧奨

- ・ 外注先に対して固定給のような支払い方をしない
- ・ 作業に必要な機材や素材は外注先自らに用意してもらう

これらの点を中心に、形式的な要件を整えるのと同時に、現場担当者、外注先とも認識を共有するようにしておきましょう。

たなか しん 税理士・中小企業診断士。ITによる業務効率化支援が得意分野。SOU・MUPプロジェクトを運営し、総務・バックオフィス担当の学びに尽力する。

するとともに結果の提出を促すことが適当だとされてはいますが、義務とまではいえません。

産業医から「要再検査」と診断された場合には、再検査は会社からの指示という色合いが濃くなりますが、それでも「会社負担は義務」とまではいえません。

もちろん、社員の健康を守るという意味では、会社が負担するのが望ましい、とはいえます。

オプションで検査項目を追加して費用が発生する場合も、特にその費用まで負担する必要はありませんが、業務に関連する検査項目を追加するなら、こちらも会社が負担したほうがベターです。

会社負担であっても、受診費用が現物給与のような経済的利益の供与になることはありません。

## 二次健康診断費用が 労災給付の対象となる場合も

特定の条件を満たす場合には、労災保険の給付の対象となり、費用についての給付が受けられるケースがあります。

労災二次健康診断等給付は、脳血管・心臓の状態を把握するための二次健康診断および脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定

保健指導を1年度内に1回、無料で受診できる制度です。

具体的には、一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について「異常の所見」があると診断されたときは、費用給付の対象となります。

・ 血圧検査

## 支払いの遅れがちな取引先に 一筆書かせるときの留意点は？

付き合いの長い取引先で、それほど多額ではないものの支払いが遅れがちなところがあります。何度も催促するのが負担なので再発防止を兼ねて一筆書いてもらおうと考えているのですが、どのように書いてもらえば効果が出るのでしょうか。

回答者  
弁護士  
中野 龍弥

債務確認書を  
作成してもらう

取引先の社内手続上のミス、自社の納入商品の不具合、取引先の資金不足等が考えられますが、原因によってとるべき対応は異なります。今回は、原因が取引先の社内手続上のミスであることを前提に検討します。

支払遅延が発覚したときに取引先に一筆書いてもらうのは、支払いを促す目的もありますが、主に次の目的で「債務確認書」を作成してもらおうこととなります。

・ 血中脂質検査  
・ 血糖検査  
・ 腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

ただ、まさひろ 多田経営労務事務所代表。中小企業の「社外人事部」として、採用から退職までの一貫したサポートを行ない、中小企業の課題を解決する。

第一は、債務の存否について争

いを防ぐ目的です。取引の都度、契約書、発注書、発注請書、納品書、受領書、請求書などの書類を作成するのが理想ですが、実際は難しいこともあるでしょう。債務確認書でどのような債務がいくら残っているかを明確にすれば、後の争いの防止につながります。

第二は、消滅時効によって取引先の代金債務が消滅するのを防ぐ目的です。取引先に請求書を送付するだけでは、消滅時効の完成を防ぐのには不十分ですが、債務確認書で債務の承認をさせることに

より、その時点から新たに消滅時効が進行することになります。

## 債務確認書に 記載する事項

まず、「当社は、貴社に対し、○年○月○日に発注し、○年○月○日に納入された商品××の代金△△円について支払義務があることを認めます」などと債務の発生原因、残債務額、債務の存在を認める文言を記載します。

「上記代金は○年○月○日まで支払います」と支払期限も記載します。場合により、この支払期限を過ぎた場合の遅延損害金を設けることも検討します。

債務確認書の作成日付、取引先が法人であれば「住所・会社名・代表者名」を記載のうえ、会社の印鑑で捺印してもらいます。

「上記商品に不具合はありません」と記載しておけば、取引先が、商品の不具合が原因で支払いを怠ったと説明を翻しても、裁判で自社に有利な証拠として用いることができる場合もあります。

なかの たつや 弁護士法人ポルト・第一東京弁護士会所属。不動産、フランチャイズ問題、相続問題等に強みをもつ弁護士事務所。民事法務全般を手掛ける。